

大分県職員ポータルシステム等の調達に係る 入札説明書

(内訳)

- ・ 入札説明書
- ・ 機能等証明書記入要領
- ・ 調達仕様書
- ・ 契約書（案）

(担当部局)

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部

電子自治体推進課基盤システム管理班

電話番号 097-506-2074

大分県職員ポータルシステム等の調達に係る入札等については、関係法令に定めるもののほかこの入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年5月10日（金）

2 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
大分県職員ポータルシステム等 一式
詳細は「大分県職員ポータルシステム等調達仕様書」（以下、「調達仕様書」という。）のとおり
- (2) 借入期間
令和7年2月1日から令和12年1月31日まで
ただし、契約締結日から令和7年1月31日までの期間において、動作確認のための試用期間に賃借料は発生しないものとする。
なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とし、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本県は、この契約を解除できるものとする。
- (3) 納入場所
大分県庁舎内ほか本県が指定する場所へ納入すること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有していると見なされている者を含む）を有している者であること。
- (3) 納入しようとする物品等が仕様を満たすことを証明する書類を令和6年6月5日（水）午後5時00分までに下記20に掲げる部局に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
- (4) 個人情報情報を安全に管理する能力として、プライバシーマークの付与を認定された者であること又はプライバシーマーク相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築し、若しくは維持している者であることを証明したものであること。
- (5) 調達仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (6) この公告の日から下記12（2）に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材もしくは原材料の購入契約を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県共同利用型電子入札システム運用基準に示す手続きを行い、その承認を得ること。

4 競争入札に参加する資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間

電子申請システムにより競争入札参加資格審査を、令和6年5月10日（金）午前9時00分から令和6年6月12日（水）午後5時00分までに行うこと。
また、入札参加資格を有さず紙により申請する者は、下記5に則り申請を行うこと。

5 競争入札参加資格に関する事項

競争入札参加資格のない者で紙による審査を希望する者は、申請書類を添付し、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

- (1) 申請の時期
令和6年5月10日（金）から令和6年5月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 申請書類の入手場所
大分県ホームページより申請書類をダウンロードすること。
URL <https://pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>
- (3) 申請書類の提出先及び問合せ先
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
電話番号 097-506-2957

6 契約条項を示す日時及び場所

日時 令和6年5月10日（金）から令和6年6月12日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで
場所 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県総務部電子自治体推進課基盤システム管理班
電話番号 097-506-2074

7 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。

本入札に参加するには、紙による入札の承認を得た者を除き、事前に大分県共同利用型電子入札システムにおけるＩＣカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。

なお、次の基準により紙入札で参加しようとする場合は、

令和６年６月１２日（水）午後５時００分（必着）までに「紙入札参加届出書（大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）様式第２号）」を、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により下記１０に掲げる部局に提出すること。

- ①商号又は代表者等の変更により、ＩＣカードの再取得が間に合わない場合
- ②ＩＣカードの閉塞、破損、盗難による再発行手続き中の場合
- ③電子入札の対応が困難であると認められる場合
- ④その他やむを得ない事情があると認められる場合

また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか運用基準による。

8 大分県共同利用型電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

期間 自 令和６年６月１３日（木） 午前９時００分
至 令和６年６月２０日（木） 午前９時００分

10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県総務部電子自治体推進課基盤システム管理班
- (2) 提出期限 令和６年６月２０日（木）午前９時００分までに必着のこと。
なお、郵送の場合は書留郵便とする。

11 入札方法

- (1) 本案件は、一般競争入札により行う。
- (2) 入札金額は、月額の賃借料とする。見積にあたっては６０月賃貸借料率で計算し、月額の賃借料を算定すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とする（円未満の端数がある場合は、切り捨てる。）ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札説明書及び調達仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）の規定を準用する。

12 開札日時

- (1) 開札場所
大分県大分市大手町３丁目１番１号
大分県庁舎本館 ４階 ４１会議室
*５分前までに入場すること。
*開札場所には駐車場がないため、公共交通機関又は有料駐車場等を利用すること。

- (2) 開札日時
令和6年6月20日(木)午前10時00分

13 再入札

- (1) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再度の入札は、開札日翌日の同時刻に行うものとする。
- (2) 再入札は2回までとする。

14 入札保証金に関する事項

免除とする。

15 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに落札金額(年額)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県とこの契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
(「契約保証金免除申請書見本」参照)
- (2) 上記(1)のア及びイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のア及びイにより提出すること。
- ア 提出期限
大分県契約事務規則第29条第2項の規定により、落札決定の日から7日以内
- イ 提出場所
下記20に掲げる部局
ただし、持参できないときは、アに掲げる日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

16 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。

17 最低制限価格に関する事項

設定しない

18 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

19 開札に立ち会うもの

開札は、入札参加者又はその代理人が立ち会いのもと行うことができるものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

20 契約に関する事務を担当する部局の所在地及び名称

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県総務部電子自治体推進課基盤システム管理班
電話番号 097-506-2074

21 契約書の作成

- (1) 契約先
大分県は、本業務に関する落札者と契約の締結を行う。ただし、落札者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約書の要否
要
- (3) 契約書の案
別添のとおり
- (4) 契約書等の作成
落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間中に契約締結に応じないときには、契約の相手方となる資格を失う。
- (5) 契約期間
契約締結の日から令和12年1月31日までとする。
- (6) 契約担当者
上記20に掲げる部局

22 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

23 入札説明書等に対する質疑

(1) この入札説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票(様式1)を次のアからオにより提出すること。

ア 提出期限

令和6年6月7日(金)午後5時00分

イ 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県総務部電子自治体推進課基盤システム管理班
電子メールアドレス a11190@pref.oita.lg.jp
電話番号 097-506-2074

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる電子メールアドレス宛てに電子メールに質問票を添付する形で提出すること。電子メールを送付した場合は送付した都度、イに掲げる電話番号にメールの到達確認を行うこと。

エ 提出された質問票の回答時期

質問票を受領したときは、原則として3開庁日以内に電子メールで質問者へ回答を行うものとする。

オ 質問・回答内容の共有

回答内容については質問者以外の参加資格の承認及び機能等証明書を提出した者全員にも質問者名を伏せた上で随時送付する。ただし、参加資格及び機能等証明書がどちらか一つでも不認定となった者については不認定の決定以降は送付しない。

(契約保証金免除申請書見本)

契 約 保 証 金 免 除 申 請 書

大分県職員ポータルシステム等調達に係る契約保証金の免除を申請します。

・ 免除理由

過去2年の間に国（公団を含む。）又は都道府県と、この入札に付する事項と種類（長期継続契約）及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出するため。

(添付書類) 契約書 (写)

令和 年 月 日

企業名又は共同企業体名

代表事業者

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県職員ポータルシステム等一式の調達仕様書については、下記メールアドレスあてに、**標題「大分県職員ポータルシステム等一式の調達仕様書送付希望」**と記載し、本文に**社名、担当者名、連絡先を明記**のうえ、メールを送付ください。メールを受理次第、調達仕様書一式を返送させていただきます。

メールアドレス：a11190@pref.oita.lg.jp

担当部署：大分県総務部電子自治体推進課 基盤システム管理班

電話番号：097-506-2074